

## 会員処分の公表

氏名 清野 篤 (せいの あつし)  
登録番号 96274512  
会員番号 1572  
所属支部 第7支部  
事務所所在地 宇治市槇島町南落合3番地の63

処分の内容 平成25年6月13日、会費を滞納したことによる廃業の勧告  
(なお、廃業届が提出されるまで会員の権利を停止する。)

処分の理由 当該会員は、平成24年度後期会費について再三に亘って催告を受けるが納入せず、また、平成25年3月13日の綱紀委員会への出頭要請にも応じず、現在も滞納状態が続いている。

本会は、会則第13条で会員に会費の納入義務を、また、同第15条第4項で綱紀委員会開催後、なお3か月以内に会費の納入がない場合は、会員として業務を継続して行う意思がないものとみなして廃業の勧告を行うと定めており、今回、この規定に基づき廃業することを勧告する。

<参考>

当該会員は、本年度(平成25年度)前期会費についても未納である。

公表の根拠等 また、本会は、本会の会員の処分に関する規則第14条第1項第2号で会則に基づく処分があれば公表すること、さらに同規則第14条の3第1項で公表の内容、同第2項で公表の期間を定めている。

退会届の提出 なお、同規則第8条第2項で廃業勧告処分を受けた会員は、処分の通知を受けたとき、又は到達としたとみなされるときから1か月以内に退会届を本会に提出しなければならない。

停止される会員の権利 廃業勧告処分に伴って停止される会員の権利は、下記のとおり

- ① 役員の選任に関する権利
- ② 会議及び研修会等に参加する権利
- ③ 事務所、施設等を使用する権利
- ④ 文書の送付を受け、用紙類及び図書並びに物品の斡旋、頒布を受ける権利
- ⑤ 福利厚生及び共済に基づく金銭等の給付を受ける権利